

日医発第 701 号（保 154）
平成 25 年 10 月 22 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横倉 義武

計量法上の水銀柱メートル及び水柱メートルに係る計量単位令の改正について

生体内圧力に係る計量単位である水銀柱メートル、水銀柱センチメートル、水銀柱ミリメートル及び水柱メートル、水柱センチメートル、水柱ミリメートル（以下、「水銀柱メートル等」という。）については計量法（平成4年法律第51号）附則第3条第3項に基づき、平成11年9月30日をもって法定計量単位から削除されることになっていましたが、平成18年9月21日付「計量法附則第4条の計量単位等を定める政令（平成18年政令第305号）」により「みなし法定計量単位」とされ、使用できる猶予期間が平成25年9月30日まで延期されていたところ（平成18年10月12日付、日医発第743号（保133）にてご連絡済み）。

今般、平成25年9月26日付「計量単位令の一部を改正する政令（平成25年政令第287号）」等が公布され、生体内の圧力の計量に用いる場合に限り、法定計量単位として恒久的に使用することが可能となったので、ご連絡申し上げます。

なお、今回の改正の経緯は、下記のとおりです。

記

1. 平成4年の計量法の改正により、法定計量単位は原則として国際単位系（SI）に統一されることとなった。
2. その際、国際単位系への移行が困難なものについては、3段階の猶予期間（3年間、5年間、7年間）を定め、段階的に移行を図ることとされていた。水銀柱メートル等（ただし、血圧の計量に用いる水銀柱ミリメートルを除く。）については、計量法附則第3条により、平成11年9月30日をもって法定計量単位から削除し、国際単位系のパスカル（Pa）等へ移行することになっていた。
3. しかし、医療分野においては、当該単位が国内外で広く利用されていたことを踏まえ、計量法附則第4条の計量単位等を定める政令が定められ、生体内の圧力の計量単位に限り、水銀柱メートル等の計量単位を「みなし法定計量単位」とした上で、使用できる猶予期間が平成18年9月30日まで7年間延長された。
4. 平成18年9月30日時点においてもパスカル（Pa）等のみを付した機器の普及が十分でないこと等に鑑み、平成25年9月30日まで更に7年間猶予期間が延長された。
5. 今般、引き続き法定計量単位への移行が進んでいないことから、生体内の圧力の

計量に用いる場合に限り、下記の計量単位を法定計量単位として恒久的に使用することが可能となった。

○水銀柱メートル (mHg)、水銀柱センチメートル (cmHg)、水銀柱ミリメートル (mmHg)

○水柱メートル (mH₂O)、水柱センチメートル (cmH₂O)、水柱ミリメートル (mmH₂O)

6. 参考として生体内の圧力の計量には以下のものがある。

○水銀柱メートル：血圧（平成25年9月30日以前より法定計量単位）、心血管内圧、頭蓋内圧、髄液圧、透析液圧、眼圧等

○水柱メートル：静脈圧、門脈内圧、直腸肛門内圧、食道内圧、胆道内圧、膀胱内圧等

(添付資料)

1. 計量単位令の一部を改正する政令

計量単位規則の一部を改正する省令

(平25. 9. 26 官報号外第208号抜粋)

2. 計量法上の水銀柱メートル及び水柱メートルに係る計量単位令の改正について

(平25. 9. 27 医政総発第0927第2号 厚生労働省医政局総務課長)

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

- 国土交通省組織令の一部を改正する政令(二八二)
- 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令及び国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令(二八二)
- 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令及び地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令(二八三)
- 災害対策基本法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(二八四)
- 災害対策基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(二八五)
- 関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令(二八六)
- 計量単位令の一部を改正する政令(二八七)
- 予防接種法施行令の一部を改正する政令(二八八)
- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令(二八九)

三 二 七 六 五 四

〔条 約〕

- 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令(二九〇)
- 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令(二九一)
- 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令(二九二)
- 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュージーランドとの間の条約(三〇〇)

〔省 令〕

- 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令(総務・財務三)
- 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づく租税条約に基づく認定に関する省令の一部を改正する省令(財務五四)
- 計量単位規則の一部を改正する省令(経済産業五〇)
- 気象業務法施行規則及び気象等証明及び鑑定規則の一部を改正する省令(国土交通八〇)
- 国土交通省組織規則の一部を改正する省令(同八一)
- 気象庁組織規則の一部を改正する省令(同八一)
- 地方航空局組織規則の一部を改正する省令(同八三)

三 三 三 四 五 五 四 三 三

〔告 示〕

- 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第九条の二第二項の規定に基づき、同項に規定する総務大臣及び財務大臣が定める規定を定める件の一部を改正する件(総務・財務一)
- 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュージーランドとの間の条約の効力発生に関する件(外務三〇六)
- 自動車重量税印紙の形式の全部を改正する件(財務三〇一)
- 気象庁予報警報規程の一部を改正する件(気象庁八)
- 行政機関の保有する個人情報保護に関する法律第四十六条の規定に基づく権限又は事務の委任についての一部を改正する件(同九)

〔公 告〕

- 諸事項
- 裁判所
- 破産関係

五 五 三 五

本号で公布された 法令のあらまし

- 国土交通省組織令の一部を改正する政令(政令第二八一号)(国土交通省)
- 航空局安全部安全企画課等の所掌事務を変更することとした。(第一六五号、第一七〇号及び第一七三号関係)
- 気象庁総務部に置くことができる同部の所掌事務の一部を総括整理する職の数を一から二に増加させることとした。(第二三三号関係)
- 管区気象台等の所掌事務の一部を分掌させるために置くことができる地方気象台の数を五から五四に増加させることとした。(第一四二号関係)
- 海洋気象台の名称及び位置に関する規定を削除することとした。(第二四三三号関係)
- この政令は、平成二五年一〇月一日から施行することとした。
- 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令及び国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令(政令第二八二号)(財務省)
- 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(平成二四年法律第九号)において、平成二五年一〇月分以後の物価スライド特例水準の国家公務員共済組合法の年金について、一・〇パーセント引き下げることとしたことに伴い、年金の額を一・〇パーセント引き下げるための改正を行うこととした。(第一条関係)
- 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。(第二条関係)
- この政令は、平成二五年一〇月一日から施行することとした。

1 関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令（政令第二八六号（財務省））
 四品目について、平成二五年度下期における数量をそれぞれ次のとおり定めることとした。（別表関係）

- (一) 乾燥した豆（ひよこ豆、緑豆及びひら豆以外のもの）
 七万 トン
- (二) とうもろこし
 コンスターチの製造に使用するもの
 二〇万四、二〇〇 トン
 コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用するもの
 四万六、八〇〇 トン
 その他のもの（単体飼料用のもので粉碎その他の加工をしてないもの以外のもの）
 五万七、二〇〇 トン
- (三) 麦芽
 二五万、八〇〇 トン
- (四) でん粉及びイヌリン並びにでん粉等の調製食品のうちででん粉が最大の重量を占めるもの
 八万三、五〇〇 トン

2 この政令は、平成二五年一〇月一日から施行することとした。

1 計量単位令の一部を改正する政令（政令第二八七号（経済産業省））
 1 生体内の圧力を計量する単位として用いられている水銀柱メートル等について、特殊の計量に用いる計量単位に追加し、その定義を定めることとした。（別表第六関係）
 2 計量法附則第四条の計量単位等を定める政令（平成一一年政令第二七三号）は、廃止することとした。（附則第二項関係）
 3 この政令は、平成二五年一〇月一日から施行することとした。

予防接種法施行令の一部を改正する政令（政令第二八八号（厚生労働省））
 1 予防接種法による医療手当等の額の改定を行うこととした。（第一条、第三条、第一七条、第二一条、第二四条及び第二六条関係）
 2 この政令は、平成二五年一〇月一日から施行することとした。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二八九号（厚生労働省））
 1 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の額の改定を行うこととした。（第一八条関係）

2 この政令は、平成二五年一〇月一日から施行することとした。

1 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令（政令第二九〇号（厚生労働省））
 1 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による医療手当等の額の改定を行うこととした。（第五条、第七条及び第九条、第一条関係）
 2 この政令は、平成二五年一〇月一日から施行することとした。

1 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第二九一号（厚生労働省））
 1 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法による医療手当等の額の改定を行うこととした。（第三条、第五条及び第八条関係）
 2 この政令は、平成二五年一〇月一日から施行することとした。

武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二九二号（内閣府））
 1 独立行政法人海上災害防止センターを指定公共機関から削除し、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、昭和四五年法律第一三六号（第四二条の二三第一項の指定海上防災機関を指定公共機関として追加することとした）
 2 この政令は、平成二五年一〇月一日から施行することとした。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュージーランドとの間の条約（条約第一〇号（外務省））
 この条約は、経済的及び人的交流等に伴って発生する国際的な二重課税の回避等を目的として日本国とニュージーランドとの間で課税権の調整等を行うものであり、その概要は、次のとおりである。

1 この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。日本国については所得税、法人税、復興特別所得税及び復興特別法人税、ニュージーランドについては所得税に適用する。（第一条及び第二条関係）
 2 この条約上、一定の用語は、それぞれこの条約において定義された意義を有し、この条約に定義されていない用語は、各締約国の国内法上有する意義を有する。（第三条、第五条関係）
 3 不動産所得に対しては、不動産所在地国において課税することができる。一方の締約国の企業の利得に対しては、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。両締約国の企業の間商業上又は資金上特殊の関係がある場合には、当該条件等がなかったものとした場合の利得につき課税することができる。（第六条、第九条関係）

4 配当に対する源泉地国における課税は、親会社の子会社から受け取る一定の配当については免除され、その他の配当については一五パーセントを超えない税率により行われる。利子に対する源泉地国における課税は、一〇パーセントを超えない税率により行われるが、政府等が取得する利子については源泉地国において課税を免除される。使用料に対する源泉地国における課税は、五パーセントを超えない税率により行われる。（第一〇条、第十二条関係）

5 不動産、不動産化体株式、一定の破綻金融機関の株式、恒久的施設の事業用資産等の譲渡収益に対しては、源泉地国において課税することができる。その他の財産の譲渡収益に対しては、譲渡者の居住地国においてのみ課税することができる。（第一三条関係）

6 一方の締約国の居住者が勤務について取得する報酬に対しては、一定の場合を除き、その勤務が他方の締約国内で行われる場合にのみ当該他方の締約国において課税することができる。法人の役員報酬に対しては、当該法人の居住地国において課税することができる。一方の締約国の居住者が芸能人又は運動家として他方の締約国内で行う個人的活動によって取得する所得に対しては、当該他方の締約国において課税することができる。（第一四条、第一六条関係）

7 一方の締約国の居住者に支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。一方の締約国等が支払う給料等の報酬及び退職年金に対しては、一定の場合を除き、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者が受け取る一定の給付に対しては、当該一方の締約国における課税が免除される。（第一七条、第一九条関係）

8 匿名組合契約に関連して取得する所得等に対しては、源泉地国において課税することができる。（第二〇条関係）

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づく租税条約に基づく認定に関する省令の一部を改正する省令

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づく租税条約に基づく認定に関する省令（平成十六年財務省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。
七 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュージーランドとの間の条約第二十二条 5

附則

この省令は、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュージーランドとの間の条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

○経済産業省令第五十号

計量法（平成四年法律第五十一号）第七条の規定に基づき、計量単位規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月二十六日

計量単位規則の一部を改正する省令

計量単位規則（平成四年通商産業省令第八十号）の一部を次のように改正する。

経済産業大臣 茂木 敏充

別表第四中	トル	Torr	を	水銀柱メートル	mHg
				水銀柱センチメートル	cmHg
				水銀柱ミリメートル	mmHg
				水柱メートル	mH ₂ O
				水柱センチメートル	cmH ₂ O
				水柱ミリメートル	mmH ₂ O
	トル	Torr			

に改める。

附則

この省令は、計量単位令の一部を改正する政令の施行の日（平成二十五年十月一日）から施行する。

○国土交通省令第八十号

気象業務法（昭和二十七年法律第六十五号）第六条第三項、第四十三條の四第一項及び第四十三條の五の規定に基づき、気象業務法施行規則及び気象等証明及び鑑定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月二十六日

国土交通大臣 太田 昭宏

気象業務法施行規則及び気象等証明及び鑑定規則の一部を改正する省令

（気象業務法施行規則の一部改正）

第一条 気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中、「海洋気象台長」を削る。

第五十三條第一項中、「沖繩気象台長及び海洋気象台長」を「及び沖繩気象台長」に改め、同条

第三項中、「沖繩気象台長及び海洋気象台長も行う」を「及び沖繩気象台長も行う」に改める。

（気象等証明及び鑑定規則の一部改正）

第二条 気象等証明及び鑑定規則（昭和二十九年運輸省令第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中、「海洋気象台」を削る。

附則

（施行期日）

1 この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。

（気象業務法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2 この省令の施行の際現に第一条の規定による改正前の気象業務法施行規則第二条の規定により海洋気象台長に対してされている届出は、第一条の規定による改正後の同令第二条の規定により観測施設の所在地を管轄区域とする管区気象台長、沖繩気象台長又は地方気象台長に対してされた届出とみなす。

（気象等証明及び鑑定規則の一部改正に伴う経過措置）

3 この省令の施行の際現に気象等証明及び鑑定規則第二条第一項の規定により海洋気象台に対してされている依頼は、同項の規定により当該依頼により証明又は鑑定を受けようとする事実が発生した場所を管轄する気象官署（第二条の規定による改正後の同令第一条に規定する気象官署をいう）に対してされた依頼とみなす。

○国土交通省令第八十一号

国土交通省設置法（平成十一年法律第九号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、国土交通省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月二十六日

国土交通大臣 太田 昭宏

国土交通省組織規則の一部を改正する省令

国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一百六条を次のように改める。

第一百六条 削除

第一百二十一条第二項及び第四項中「及び中部国際空港」を「、中部国際空港及び大阪国際空港」に改める。

第一百二十四条を次のように改める。

（国際・危機管理室並びに安全管理推進官、交通管制安全監督官、国際調整官及び危機管理調整官）

第一百二十四条 安全企画課に、国際・危機管理室並びに安全管理推進官三人、交通管制安全監督官七人並びに国際調整官及び危機管理調整官それぞれ一人を置く。

2 国際・危機管理室は、安全企画課の所掌に属する国際関係事務及び航空に関する危機管理に関する事務に関する基本的な事項に係る企画及び立案に関する事務をつかさどる。

3 国際・危機管理室に、室長を置く。

4 安全管理推進官は、命を受けて、航空に関する安全管理の推進に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を分掌する。

5 交通管制安全監督官は、航空保安業務に係る安全に関する事務の運営に関する実況の監察及びこれに基づき改善事項の調査に関する事務並びに航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（第二百三十七条第四項の規定に基づく事務を分掌する）。

6 国際調整官は、命を受けて、安全企画課の所掌に属する国際関係事務に関する特定事項についての国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関する事務（安全管理推進官及び危機管理調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

7 危機管理調整官は、命を受けて、航空に関する危機管理に関する特定事項についての関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

第一百四十条第一項中、「本省の」の下に「局及び」を加え、「百三十九人」を「百四十人」に改める。

附則

この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。



医政総発0927第2号
平成25年 9月27日

各都道府県医政主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長
（ 公 印 省 略 ）

計量法上の水銀柱メートル及び水柱メートルに係る計量単位令の改正について

表記計量単位については、計量法（平成4年法律第51号）附則第3条第3項及び計量法附則第4条の計量単位等を定める政令（平成11年政令第273号）に基づき、平成25年9月30日をもって法定計量単位から削除されることになっていたところであるが、今般、計量単位令の一部を改正する政令（平成25年政令第287号）により、特殊の計量に用いる計量単位として計量単位令別表第6第11号に追加され、生体内の圧力の計量に用いる場合に限り、法定計量単位として恒久的に使用することが可能となったので、貴管下医療関係団体及び関係業者等に対する周知方ご配慮願いたい。

事 務 連 絡

平成25年9月26日

厚生労働省医政局総務課長

土生 栄二 殿

厚生労働省医政局経済課長

城 克文 殿

経済産業省産業技術環境局

計量行政室長 高野 芳久

生体内の圧力の計量単位に係る計量単位令の改正について（周知依頼）

平素は、計量行政の円滑な遂行にご尽力頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、計量単位令の一部を改正する政令（平成25年政令第287号）によって、これまで計量法附則第四条の計量単位等を定める政令（平成11年政令第273号）（以下「生体内圧力政令」という。）に基づき、平成25年9月30日を使用期限として法定計量単位とみなされていた水銀柱メートル（mHg）、水銀柱センチメートル（cmHg）、水銀柱ミリメートル（mmHg）、水柱メートル（mH₂O）、水柱センチメートル（cmH₂O）及び水柱ミリメートル（mmH₂O）の6単位（以下「水銀柱メートル等」という。）が、特殊の計量に用いる計量単位として計量単位令別表6第11号に追加され、生体内の圧力の計量に用いる場合に限り、水銀柱メートル等を法定計量単位として恒久的に使用することが可能となります。

つきましては、下記留意事項とあわせて、医療従事者、医療機器関係団体に周知いただきますようお願いいたします。

ご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。

記

○政省令の改正内容

1. 圧力の法定計量単位は、パスカル（Pa）、ニュートン毎平方メートル（N/m²）
バール（bar）及び気圧（atm）並びにこれらの計量単位に10の整数乗を乗じたものを表す単位【例：ヘクトパスカル（hPa）、ミリバール（mbar）】ですが、生体内の圧力を計量する場合に限り、従来から特殊の計量に用いる法定計量

単位として位置づけられていたトル (T o r r)、ミリトル (mT o r r) 及びマイクロトル (μ T o r r) に水銀柱メートル等が追加される。

(計量単位令の一部を改正する政令)

注) 血圧の特殊の計量に用いる法定計量単位は、従来同様、水銀柱ミリメートル (mmHg) のみです。

2. 上記 1. の措置に伴い、生体内圧力政令は廃止される。

(計量単位令の一部を改正する政令附則第 2 項)

3. 上記 1. の措置に伴い、追加された計量単位の標準となるべき記号 (mHg 等 6 記号) を追加する。

(計量単位規則の一部を改正する省令。平成 2 5 年経済産業省令第 5 0 号)

別添：平成 2 5 年 9 月 2 6 日付け関連政省令官報 (写)

(参考) 計量法上の留意事項

1. 非法定計量単位は、取引又は証明に用いることはできません。(計量法第 8 条)

【例：医療機関が発行する診断書に非法定計量単位である重量キログラム毎平方メートル (kgf/m^2) や水銀柱インチ (inHg) を用いる場合が考えられます。】

注) 取引又は証明に該当しない場合は、用いることができます。

【例：学術論文など学術研究における単位の使用などが考えられます。】

2. 非法定計量単位による目盛り又は表記を付した計量器は、販売し、又は販売の目的で陳列することはできません。(計量法第 9 条)

注 1) 輸出すべき計量器は対象外です。

2) 法定計量単位を併記して販売することは可能ですが【例：頭蓋内圧計に Pa と mmHg とを併記】、法定計量単位に非法定計量単位を併記して販売することはできません【例：気道内圧計に Pa と inHg とを併記】。

以上